

衆議院 厚生委員會 議 録 第 五 号

平成三年九月十日(火曜日)

午前十一時四十二分開議

出席委員

- 委員長代理理事 野呂 昭彦君
- 理事 粟屋 敏信君
- 理事 加藤 卓二君
- 理事 網岡 雄君
- 理事 遠藤 和良君
- 岩屋 毅君
- 片岡 武司君
- 佐田玄一郎君
- 鈴木 俊一君
- 野田 毅君
- 畑 英次郎君
- 三原 朝彦君
- 山口 俊一君
- 伊東 秀子君
- 岡崎 宏美君
- 川俣健二郎君
- 五島 正規君
- 土肥 隆一君
- 石田 祝穂君
- 尾玉 健次君
- 菅 直人君

- 理事 石破 茂君
- 理事 丹羽 雄哉君
- 理事 池端 清一君
- 小沢 辰男君
- 古賀 一成君
- 坂井 隆憲君
- 住 博司君
- 野呂田芳成君
- 平田辰一郎君
- 宮路 和明君
- 山下 徳夫君
- 岩田 順介君
- 沖田 正人君
- 小松 定男君
- 外口 玉子君
- 永井 孝信君
- 大野由利子君
- 柳田 稔君

出席國務大臣

厚生 大臣 下条進一郎君

出席政府委員

- 厚生大臣官房総務審議官 大西 孝夫君
- 厚生大臣官房老人保健福祉部長 岡光 序治君
- 厚生省年金局長 加藤 栄一君
- 委員外の出席者 厚生委員会調査室長 高峯 一世君

委員の異動

九月十日

- 補欠選任 網田 克也君
- 補欠選任 戸井田三郎君
- 畑 英次郎君
- 同日 佐田玄一郎君
- 同日 戸井田三郎君
- 同日 畑 英次郎君
- 同日 補欠選任 網田 克也君
- 同日 補欠選任 戸井田三郎君

九月九日

- 難病患者などの医療と生活の保障に関する請願 (粟屋敏信君紹介)(第二三〇号)
- 同(大野功統君紹介)(第二四〇号)
- 同(亀井静香君紹介)(第二五〇号)
- 同(野中広務君紹介)(第二六〇号)
- 同(野田英君紹介)(第二六六号)
- 同(山下元利君紹介)(第二六七号)
- 同(眞鍋光広君紹介)(第二八三号)
- 同(上草義輝君紹介)(第一〇三三号)
- 同(岡崎宏美君紹介)(第一〇四四号)
- 同(御法川英文君紹介)(第一〇五五号)
- 同(渡辺省一君紹介)(第一〇六六号)
- 同(加藤卓二君紹介)(第二二八号)
- 同(武藤嘉文君紹介)(第二八八号)
- 同(森喜朗君紹介)(第二九〇号)
- 同(森喜朗君紹介)(第二九四号)
- 同(古賀誠君紹介)(第一〇七号)
- 医療の改善に関する請願(尾玉健次君紹介)(第三〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第三一〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三八五号)

老人保健法の改悪反対、医療の充実に関する請願

- 同(小沢和秋君紹介)(第三九〇号)
- 同(金子清広君紹介)(第四〇〇号)
- 同(木島日出夫君紹介)(第四一〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第四二〇号)
- 同(佐藤祐弘君紹介)(第四三〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第四四〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第四五〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四六〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四七〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四八〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四九〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第五〇〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第五一〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第五二〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第五三〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第五四〇号)
- 老人保健法改正等に関する請願(木島日出夫君紹介)(第五五〇号)
- 老人保健法の改正等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第五六〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第五七〇号)
- 同(佐藤祐弘君紹介)(第五八〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第五九〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第六〇〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第六一〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第六二〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第六三〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第六四〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第六五〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第六六〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第六七〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第六八〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第六九〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第七〇〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第七一〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第七二〇号)
- 老人保健法改正等に関する請願(木島日出夫君紹介)(第七三〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第七四〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第七五〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第七六〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第七七〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第七八〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第七九〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第八〇〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第八一〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第八二〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第八三〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第八四〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第八五〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第八六〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第八七〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第八八〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第八九〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第九〇〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第九一〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第九二〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第九三〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第九四〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第九五〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第九六〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第九七〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第九八〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第九九〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第一〇〇〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第一〇一〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第一〇二〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第一〇三〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第一〇四〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一〇五〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第一〇六〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第一〇七〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第一〇八〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一〇九〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一一〇〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第一一一〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第一一二〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第一一三〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第一一四〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一一五〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第一一六〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第一一七〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第一一八〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第一一九〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第一二〇〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第一二一〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一二二〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第一二三〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第一二四〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第一二五〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一二六〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一二七〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第一二八〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第一二九〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第一三〇〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第一三一〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一三二〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第一三三〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第一三四〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第一三五〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第一三六〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第一三七〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第一三八〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一三九〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第一四〇〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第一四一〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第一四二〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一四三〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一四四〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第一四五〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第一四六〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第一四七〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第一四八〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一四九〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第一五〇〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第一五一〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第一五二〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第一五三〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第一五四〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第一五五〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一五六〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第一五七〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第一五八〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第一五九〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一六〇〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一六一〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第一六二〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第一六三〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第一六四〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第一六五〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一六六〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第一六七〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第一六八〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第一六九〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第一七〇〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第一七一〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第一七二〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一七三〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第一七四〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第一七五〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第一七六〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一七七〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一七八〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第一七九〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第一八〇〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第一八一〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第一八二〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一八三〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第一八四〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第一八五〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第一八六〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第一八七〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第一八八〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第一八九〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一九〇〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第一九一〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第一九二〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第一九三〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第一九四〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第一九五〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第一九六〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第一九七〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第一九八〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第一九九〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二〇〇〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第二〇一〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第二〇二〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第二〇三〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第二〇四〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第二〇五〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第二〇六〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二〇七〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第二〇八〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第二〇九〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第二一〇〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二一一〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二一二〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第二一三〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第二一四〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第二一五〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第二一六〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二一七〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第二一八〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第二一九〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第二二〇〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第二二一〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第二二二〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第二二三〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二二四〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第二二五〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第二二六〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第二二七〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二二八〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二二九〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第二三〇〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第二三一〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第二三二〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第二三三〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二三四〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第二三五〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第二三六〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第二三七〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第二三八〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第二三九〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第二四〇〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二四一〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第二四二〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第二四三〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第二四四〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二四五〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二四六〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第二四七〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第二四八〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第二四九〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第二五〇〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二五一〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第二五二〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第二五三〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第二五四〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第二五五〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第二五六〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第二五七〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二五八〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第二五九〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第二六〇〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第二六一〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二六二〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二六三〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第二六四〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第二六五〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第二六六〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第二六七〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二六八〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第二六九〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第二七〇〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第二七一〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第二七二〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第二七三〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第二七四〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二七五〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第二七六〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第二七七〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第二七八〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二七九〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二八〇〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第二八一〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第二八二〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第二八三〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第二八四〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二八五〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第二八六〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第二八七〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第二八八〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第二八九〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第二九〇〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第二九一〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二九二〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第二九三〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第二九四〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第二九五〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第二九六〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二九七〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第二九八〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第二九九〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第三〇〇〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第三〇一〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三〇二〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第三〇三〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第三〇四〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第三〇五〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第三〇六〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第三〇七〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第三〇八〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三〇九〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第三一〇〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第三一一〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第三一二〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三一三〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三一四〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第三一五〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第三一六〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第三一七〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第三一八〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三一九〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第三二〇〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第三二一〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第三二二〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第三二三〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第三二四〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第三二五〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三二六〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第三二七〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第三二八〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第三二九〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三三〇〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三三一〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第三三二〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第三三三〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第三三四〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第三三五〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三三六〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第三三七〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第三三八〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第三三九〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第三四〇〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第三四一〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第三四二〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三四三〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第三四四〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第三四五〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第三四六〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三四七〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三四八〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第三四九〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第三五〇〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第三五一〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第三五二〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三五三〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第三五四〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第三五五〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第三五六〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第三五七〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第三五八〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第三五九〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三六〇〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第三六一〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第三六二〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第三六三〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三六四〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三六五〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第三六六〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第三六七〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第三六八〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第三六九〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三七〇〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第三七一〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第三七二〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第三七三〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第三七四〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第三七五〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第三七六〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三七七〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第三七八〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第三七九〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第三八〇〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三八一〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三八二〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第三八三〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第三八四〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第三八五〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第三八六〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三八七〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第三八八〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第三八九〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第三九〇〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第三九一〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第三九二〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第三九三〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三九四〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第三九五〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第三九六〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第三九七〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第三九八〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三九九〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第四〇〇〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第四〇一〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第四〇二〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第四〇三〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四〇四〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四〇五〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四〇六〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四〇七〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四〇八〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第四〇九〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第四一〇〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四一一〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四一二〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第四一三〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第四一四〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四一五〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四一六〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第四一七〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第四一八〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第四一九〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第四二〇〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四二一〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四二二〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四二三〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四二四〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四二五〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第四二六〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第四二七〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四二八〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四二九〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第四三〇〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第四三一〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四三二〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四三三〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第四三四〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第四三五〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第四三六〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第四三七〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四三八〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四三九〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四四〇〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四四一〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四四二〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第四四三〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第四四四〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四四五〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四四六〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第四四七〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第四四八〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四四九〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四五〇〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第四五一〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第四五二〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第四五三〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第四五四〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四五五〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四五六〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四五七〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四五八〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四五九〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第四六〇〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第四六一〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四六二〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四六三〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第四六四〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第四六五〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四六六〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四六七〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第四六八〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第四六九〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第四七〇〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第四七一〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四七二〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四七三〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四七四〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四七五〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四七六〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第四七七〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第四七八〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四七九〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四八〇〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第四八一〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第四八二〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四八三〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四八四〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第四八五〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第四八六〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第四八七〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第四八八〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第四八九〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四九〇〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四九一〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四九二〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四九三〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第四九四〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第四九五〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四九六〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四九七〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第四九八〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第四九九〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第五〇〇〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第五〇一〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第五〇二〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第五〇三〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第五〇四〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第五〇五〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第五〇六〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第五〇七〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第五〇八〇号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第五〇九〇号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第五一〇〇号)
- 同(正森成二君紹介)(第五一一〇号)
- 同(三浦久君紹介)(第五一二〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第五一三〇号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第五一四〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(尾玉健次君紹介)(第五一五〇号)
- 老人保健法の改正、医療の充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第五一六〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(第五一七〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第五一八〇号)
- 同(小沢和秋君紹介)(第五一九〇号)
- 同(尾玉健次君紹介)(第五二〇〇号)
- 同(菅野悦子君紹介)(第五二一〇号)
- 同(辻第一君紹介)(第五二二〇号)
- 同(寺前慶君紹介)(

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(加藤卓二君紹介)(第一四一号)
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(田口健二君紹介)(第一四二号)
は本委員会に付託された。

九月九日

保育所における保育配置基準の改善に関する陳情書(名古屋市中区三の九二の三の二中根領夫)(第二号)
公的年金受給権者の現況証明に関する陳情書(三重県松阪市殿町一三四〇の一松阪市議会内寺西三良)(第三号)
白内障手術に係る人工水晶体の医療保険適用に関する陳情書外三件(松山市二番町四の七の二松山市議会内大木正彦外四名)(第四号)
骨髄バンクの設立等造血機能障害者対策の充実に関する陳情書(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内三木清外九名)(第五号)
地域保健医療対策の拡充強化に関する陳情書(水戸市三の九一の四の五〇成毛平昌外一名)(第六号)
看護婦の確保及び待遇改善に関する陳情書外六件(高和県土佐清水市天神町一の一土佐清水市議会内倉松敬一外十四名)(第七号)
国民健康保険制度の充実改善に関する陳情書外二件(長崎市長崎二の二三長崎市議会内佐藤忠秋外三名)(第八号)
老人医療費に対する国庫負担率の引き上げに関する陳情書(茨城県岩井市大字岩井四三三五岩井市議会内野本良一)(第九号)
老人保健法の改正等に関する陳情書外一件(長野県小県郡和田村四二〇三清水福松外八十六名)(第一〇号)
老人福祉法等の改正に伴う行財政上の措置に関する陳情書外三件(神戸市中央区下山手通五の一〇の一兵庫県議会内井沢正勝外十九名)(第一一号)

要介護老人対策の強化に関する陳情書外三件(熊本水前寺六の一八の一熊本県議会内平川和人外十二名)(第一二号)
介護手当制度の創設に関する陳情書外二件(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内小倉基外十一名)(第一三三号)
老人福祉対策の充実に関する陳情書外一件(熊本水前寺六の一八の一熊本県議会内平川和人外二名)(第一四号)
原爆被爆者等援護法即時制定の促進に関する陳情書外五件(富山県氷見市丸の内一の水見市議会内扇谷久信外五名)(第一五号)
廃棄物処理施設整備の充実強化に関する陳情書外一件(栃木県黒磯市共豊社一〇八の二黒磯市議会内薄井敏外一名)(第一六号)
産業廃棄物処理の手援措置に関する陳情書(松山市二番町四の七の二松山市議会内大木正彦)(第一七号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の整備に関する陳情書外一件(徳島市万代町一の一徳島県議会内中谷浩治外四名)(第一八号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十回国会開法第二八号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十回国会開法第六八号)

野呂委員長代理

これより会議を開きます。
委員長の指定により、私が委員長長の職務を行います。
第百二十回国会、内閣提出、老人保健法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池端清一君。

池端委員 我々日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党、進歩民主連合、連合参議院の野党五会派は、老人保健法の政府原案に対して去る八月三十日共同修正要求を取りまとめ、政府・与党に提出、今日まで政府・与党の誠意ある回答を求めてきたところであります。

これに対する九月五日の自由民主党の回答は、公費負担の拡大、一部負担の縮減、保健医療・福祉マンパワー対策の推進等についての修正要求に対し、一定の前進があったことを評価するものであります。スライド制の導入については平成七年度以降とし、その指標についても医療費スライドから物価スライドに修正を加えられたのであります。言うまでもなく物価は今後の経済情勢によって大きく変動することも考えられ、それに対して我々はその歯止め策を強く求めてきたところであります。

下条厚生大臣は、先日九月六日の我々の確認質問に対し、御懸念のような場合には、国会の御判断を得ながら対処したい旨の答弁をされましたが、このことは、行政府の一方的判断でスライド制を実施するものではなく、国会審議という明確な歯止めが加えられているというふうに私は理解をするのであります。その点について大臣の確たる、しかとした答弁をお願いをいたしたいと思っております。

下条国務大臣 先生の御指摘のとおり、御懸念のある場合におきましては、政府が一方的な判断でこれを扱うということではなくして、国会の御判断を仰ぎながらきちっと対処をしていく所存でございます。

池端委員 なお、念のためにお尋ねをいたしますが、スライド制の実施に当たっては、高齢者の皆さん方の負担の限度を十分に考慮し措置するものと理解をいたしますが、大臣のこれについての所信のほどを承りたいと思っております。また、この問題については、参議院の審議の段階においてもさらに論議が深められると思われのであります。この点についての大臣の所信もあわせて承りたいと思っております。

下条国務大臣 本件の取り扱いにつきまして、本院におけるこの委員会での御審議を十分承っておるわけでございます。また、続きまして参議院の段階でも御審議があるわけでございしますが、両院の御審議の模様を十分踏まえて、しっかりと対処してまいります。

池端委員 最後に申し上げたいと思っております。我々野党五会派は、スライド制の問題も含め、幾つかの点についてさらに参議院段階において審議を深めていただき、共同修正要求の実現を図るために一層の努力をする決意であることをここに表明し、あわせて政府・与党もいまだ一段の努力を傾注することを強く求めたいと思っております。以上の私の決意を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

野呂委員長代理

遠藤和良君。
遺藤(和)委員 私ども公明党は、社会党、民社党、そして進民連、また参議院の連合参議院の皆さんとともに、野党共同修正要求を自民党に提出をいたしました。そして、自民党から回答をいただきましたが、その中で、私ども公明党が一番心配したことは、平成七年度からスライド制が実施されるわけでございしますが、これが青天井になつては困る、必ず負担の限度というものを明示しなければならぬ、このように考えてきたわけでございます。

そこで大臣にお尋ねを申し上げますが、このスライド制の導入に当たっては、その時点におきまして経済状況を勘案して、負担の限度を十分に考慮し措置すべきであると私は考えますが、いかがでございますでしょうか。
下条国務大臣 スライド制に伴う負担の限度の問題でございますが、本件につきましては、本院における御審議も十分拝聴いたしておりますし、また、続きまして参議院における審議もあるわけでございますので、その御審議を踏まえまして、高齢者の皆さんに対する負担の限度を十分配慮しながら対処していく所存でございます。

○遠藤(和)委員 確かに衆議院の審議時間はもうないわけでございますけれども、参議院がございますから、ぜひ参議院で精密な議論を展開していただきまして、こうした心配が除去されますように、私も参議院公明党も闘う、こういうふうな決意を表明しております。したがって、私も、参議院の段階におきましてこの負担の限度を措置する処置がとれるものと確信をいたしまして、政府・自民党の回答に賛成をいたしたいと考えております。

もう一点お尋ねを申し上げますけれども、保健医療・福祉マンパワーの確保につきまして立法措置を行うとございすけれども、その中身は何なのか、また、それは給与や勤務時間を含めた待遇改善につながる中身のあるものかどうか、こういった点を確認したいと思ひます。

○下条国務大臣 今御指摘のように、厚生省といはしまして保健医療・福祉マンパワー対策を強力に推進するために、次期通常国会におきまして、看護職員の人材確保を図るための法律案及び社会福祉施設職員、ホームヘルパーの人材確保等を図るための法律案を準備いたしておるわけでございます。準備でき次第、通常国会の方に提出いたしたいと考えておるわけでございます。

法律の内容につきましては今後十分に検討することとしておりました。その際には、従来から承っております貴党の御提案の趣旨なども配慮しながらまとめまいりたい、このように考えております。

○遠藤(和)委員 もう一遍、この保健医療・福祉マンパワーの確保につきまして、「関係施策を推進する」とあるわけでございますが、具体的に何か、お尋ねをしたいと思います。

○下条国務大臣 お尋ねの関係施策の推進と申しますことは、厚生省といたしましては、保健医療・福祉マンパワーの勤務条件の改善、また養成力の強化、就業の促進及び社会的評価の向上等のための予算、融資、税制上の諸施策を総合的に講じていくことでありまして、社会保険診療報酬の

取り扱いや人員の配置についても十分留意してまいりたいと考えております。

○遠藤(和)委員 これは公明党がかねてから主張してきたことでございすけれども、現在、六十五歳未満の方が障害者になった場合は一生障害年金が与えられるのでございすが、六十五歳以上の方が例えは障害者、寝たきりになった、こんな場合は障害年金は一銭も渡りません。これはまさに不公平である。こういうことから、私も年金制度における高齢者障害加算制度を創設すべきだ、このように政府・自民党に野党共同修正要求の中でお願いをしてきたわけでございます。その回答は、速やかに検討するという意味が盛られておりますが、これは来年度から検討する、このように理解してよろしゅうございすか。

○下条国務大臣 高齢者障害加算制度の創設につきましては、御承知のように来年度から財政再計算の時期に入るわけでございますから、その中でこの問題も検討してまいりたいということでございますので、来年度から着手したい、このように考えております。

○遠藤(和)委員 それでは、来年度から検討を開始いたしました。平成六年度には年金財政再計算期に当たるわけでございますけれども、このときこの高齢者障害加算制度が創設できるもの、このように理解してよろしゅうございすか。

○下条国務大臣 この問題につきましては、今お話をいたしましたように、再計算の中で全体の様子を検討いたしました。その中で結論を出してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○遠藤(和)委員 時間が参りましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○野呂委員長代理 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○野呂委員長代理 この際、本案に対し、栗屋敏信君外四名から修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。栗屋敏信君。

老人保健法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○栗屋委員 たいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、老人医療の公費負担割合を三割から五割に拡大する対象として、老人訪問看護療養費を加えること。
第二に、一部負担金の額については、平成三年度及び平成四年度においては、外來は一月につき九百円、入院は一日につき六百円とし、平成五年度及び平成六年度においては、外來は一月につき千円、入院は一日につき七百円とすること。

また、一部負担金の額の改定措置は平成七年度から実施することとし、その指標については、総務庁において作成する全国消費者物価指数とすること。
第三に、この法律のうち、老人訪問看護療養費に係る部分を除く公費負担割合の拡大、一部負担金の引き上げ等については、平成四年一月一日から施行し、老人訪問看護制度及び老人訪問看護療養費に係る公費負担割合の拡大については、平成四年四月一日から施行すること等でありませぬ。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○野呂委員長代理 以上で趣旨の説明は終わりました。

この際、栗屋敏信君外四名提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。下条厚生大臣。

○下条国務大臣 老人保健法等の一部を改正する法律案に対する修正案については、政府としてはやむを得ないものと考えます。

○野呂委員長代理 この際、日本共産党から討論の申し出がありますが、理事会において協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、そのように御了承願ひ、直ちに採決に入ります。

老人保健法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。まず、栗屋敏信君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○野呂委員長代理 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、たいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○野呂委員長代理 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○野呂委員長代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長代理 第二百二十回国会、内閣提出、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。下条厚生大臣。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○下衆務大臣 たいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の経済規模の拡大とともに産業構造の变化、技術革新が進む一方、生活様式が多様化や消費意識の変化が進んでおり、このような状況を背景として、廃棄物の発生量が増大するとともに、その種類も多様化しております。

一方、増大する廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場の廃棄物処理施設の確保は困難となっており、廃棄物の不法投棄等の不適正な処理が大きな社会問題となっております。

こうした状況を踏まえ、二十一世紀を目指した廃棄物対策を確立するために、現行の廃棄物処理制度を基本的に見直すとともに、現行の廃棄物処理施設整備計画に引き続き平成七年度までの廃棄物処理施設整備計画を策定するために、本改正案を提出した次第であります。

次に、改正案の主な内容について御説明申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正につきましては、第一に、法律的目的に、廃棄物の排出の抑制及びその処理の一形態としての分別、再生等を明記することとしております。

第二に、廃棄物に関する国民、事業者並びに国及び地方公共団体の責務について、所要の規定を設けることとしております。国民及び事業者につきましては、廃棄物の適正処理に関する国及び地方公共団体の施策への協力の責務を設ける一方、国及び地方公共団体につきましては、国民及び事業者の意識の啓発に努める責務を設けることとしております。

第三に、廃棄物の計画的処理を推進することとしております。廃棄物の減量等の観点から、市町村の一般廃棄物処理計画及び都道府県の産業廃棄物処理計画の内容を充実するとともに、市町村長または都道府県知事は、多量に廃棄物を排出する事業者に対し、廃棄物の処理に関する計画の策定を指示できることとしております。

第四に、廃棄物の減量化及び再生を推進することとしております。市町村の一般廃棄物の減量等の施策に協力するために廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員制度及び廃棄物再生事業者の登録制度を新たに設けるとともに、市町村の処理手数料については、一般廃棄物の特性、処理に要する費用等を勘案して定めることとしております。

第五に、廃棄物の適正な処理を確保するために、廃棄物処理業について許可要件の強化、許可の更新制の導入等を行うとともに、廃棄物処理施設については設置の許可制、施設使用開始前の検査制の導入等により地域に信頼される施設の整備を推進することとしております。

第六に、製造者等の廃棄物処理に関する協力であります。市町村における適正な処理が全国的に困難であると認められる一般廃棄物を厚生大臣が指定し、その一般廃棄物となる製品の製造者等に對し、市町村が協力を求めることができることとし、厚生大臣は、廃棄物となった場合の適正処理の観点から、製造者等がその製品に必要な事項を表示すること等を指導するようその事業所管大臣に要請できることとしております。

第七に、爆発性、毒性等のため人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物として、新たに特別管理廃棄物という区分を設けることとしております。特別管理廃棄物については、事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、処理を委託する場合の特別管理産業廃棄物管理票の発行等を義務づけるとともに、特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合には、新たに特別管理産業廃棄物処理業の許可を要する

こととする等、その適正な処理を確保するための施策を講ずることとしております。

第八に、廃棄物処理センター制度の創設であります。厚生大臣は、特別な管理を要する廃棄物等の適正かつ広域的な処理の確保を目的とし、特別管理産業廃棄物処理センターとして指定し、特別管理産業廃棄物、適正な処理が困難な一般廃棄物の処理等を業務として行わせることとしております。

このほか、不法投棄等により生活環境保全に支障が生じた場合の原状回復等の命令の発動要件の緩和、罰則の強化等の改正を行うこととしております。

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正につきましては、計画の期間を平成七年度までに改めるとともに、地方公共団体が行う廃棄物処理施設整備事業に、廃棄物処理センターが地方公共団体の委託を受けて行うものを加えることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内で政令で定める日としておりますが、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正のうち計画の期間を平成七年度までに改める改正につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。○野呂委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時五分散会

第一条のうち老人保健法第二十八条第一項第二号の改正規定中「八百円」を「七百円」に改める。

第一条のうち老人保健法第二十八条の二第一項中「当該年度の前年度の一件平均外来医療費額(すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等が一の年度において同一の月に一の保険医療機関等(薬局を除く。)について受けた第十七条第一号から第三号までに掲げる給付(当該給付に伴う同条第七号に掲げる給付を含む。同条第四号に掲げる給付に伴うものを除く。))その他これに準ずる給付として政令で定めるものに要した費用の額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この項において同じ。)」を「特定年度(平成六年度を初年度とする同年度以降の年度)の項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の当該改定が行われた年度以降の年度に限る。)をいう。(の前年度の四月一日を含む年の物価指数(総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下次項までにおいて同じ。))に「平成元年度を「平成四年度」に「一件平均外来医療費額」を「四月一日を含む年の物価指数」に、「その翌年度」を「当該特定年度の翌年度」に改め、同条第二項中「八百円」を「七百円」に、「当該年度の前年度の一日平均入院医療費額(すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等が一の年度において一日に一の保険医療機関等(薬局を除く。))について受けた第十七条第四号に掲げる給付(当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。第四十八条第一項において同じ。))その他これに準ずる給付として政令で定めるものに要した費用の額の平均額をいう。以下この項において同じ。)」を「特定年度(平成六年度を初年度とする同年度以降の年度(この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の当該改定が行われた年度以降の年度に限る。))をいう。(の前年度の四月一日を含む年の物価指数」に、「平成元年度」を「平成四年度」に、

老人保健法等の一部を改正する法律案に対する修正案

老人保健法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

「一日平均入院医療費額」を「四月一日を含む年の物価指数」に、「その翌年度」を「当該特定年度の翌年度」に改め、同条第三項中「八百円」を「七百円」に改める。

第一条のうち老人保健法第四十八条第一項の改正規定中「給付」の下に「(当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。)」を加え、「及び老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給」に改める。

附則第一条本文中「平成三年七月一日」を「平成四年一月一日」に改め、同条第一号中「附則第十条第十二条及び第十三条」を「附則第十一条、第十三条及び第十四条」に改め、同条第二号中「同法第四十八条の改正規定」の下に「(医療等)」の下に「(医療(老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの(以下この項において「看護強化病床」という。))について受ける第十七条第四号に掲げる給付(当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。))に限る。」、特定療養費の支給(老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。)、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給(以下「老人保健施設療養費等」という。))を除く。」を加える部分のうち老人訪問看護療養費の支給に係る部分、「を加え、」同法第五十七条を「並びに同法第五十七条」に、「並びに同法附則第一条の次に一条を加える改正規定並びに第二条から第五条までの規定並びに附則第十一条及び第十四条から第十八条まで」を、「第二条の規定、第三条の規定(健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。)、第四条の規定(船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。))並びに第五条の規定(国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。))並びに附則第十五条の規定(国家公務

員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。)、附則第十六条の規定(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。))並びに附則第十八条及び第十九条」に、「平成四年一月一日」を「平成四年四月一日」に改める。

附則第十八条を附則第十九条とし、附則第十七条を附則第十八条とし、附則第十六条を附則第十七条とする。

附則第十五条中「(昭和三十七年法律第五百二十二号)」を削り、同条を附則第十六条とする。

附則第十四条中「(昭和三十三年法律第二百二十八号)」を削り、同条を附則第十五条とする。

附則第十三条を附則第十四条とし、附則第八条から第十二条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第七条第一項第一号中「(十二分の四)」を「(十二分の十)」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第六条の前の見出しを削り、同条を附則第七条とし、同条の前に見出しとして「(医療費拠出金に関する経過措置)」を付する。

附則第五条中「第一条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。))」を「新老健法」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第四条中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。))」を「施行日」に改め、同条に次の一項を加え、同条を附則第五条とする。

2 施行日から平成五年三月三十一日までの間に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る新老健法の規定による医療費の額については、新老健法第三十二条第二項中「第二十八条」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律平成三年法律第 号」附則第四条の規定により読み替えられた第二十八条」と、同条第四項中「同条第一項第二号」とあり、及び同条第五項中「第二十八条第一項第二号」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律附則第四条の規定により読み替えられた第二十八条第一項第二号」とする。

附則第三条の次に次の一条を加える。
(一)部負担金に関する経過措置
第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から平成五年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。))第二十八条第一項第一号中「千円(次条第一項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。))」とあるのは「九百円」と、同項第二号中「七百円(次条第二項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。))」とあるのは「六百円」とする。

本修正の結果必要とする経費は、平成三年度一般会計予算(厚生省所管)において約二百十五億円(平成三年年度を平年度とした場合)の支出増の見込みである。

附則第三条の次に次の一条を加える。
(一)部負担金に関する経過措置
第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から平成五年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。))第二十八条第一項第一号中「千円(次条第一項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。))」とあるのは「九百円」と、同項第二号中「七百円(次条第二項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。))」とあるのは「六百円」とする。

本修正の結果必要とする経費は、平成三年度一般会計予算(厚生省所管)において約二百十五億円(平成三年年度を平年度とした場合)の支出増の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平成三年度一般会計予算(厚生省所管)において約二百十五億円(平成三年年度を平年度とした場合)の支出増の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平成三年度一般会計予算(厚生省所管)において約二百十五億円(平成三年年度を平年度とした場合)の支出増の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平成三年度一般会計予算(厚生省所管)において約二百十五億円(平成三年年度を平年度とした場合)の支出増の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平成三年度一般会計予算(厚生省所管)において約二百十五億円(平成三年年度を平年度とした場合)の支出増の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平成三年度一般会計予算(厚生省所管)において約二百十五億円(平成三年年度を平年度とした場合)の支出増の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平成三年度一般会計予算(厚生省所管)において約二百十五億円(平成三年年度を平年度とした場合)の支出増の見込みである。

第一条中「を適正に処理し、及び」を「の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに」に改める。

第二条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

第二条の次に次の一条を加える。
(国民の責務)
第二条の二 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第三条に次の一項を加える。
3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第四条第一項中「つねに清掃思想の普及を図る」を「その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める」に、「廃棄物」を「一般廃棄物」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、同条に次の一項を加える。

第一類第七号 厚生委員会議録第五号 平成三年九月十日

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

第一章第五条の次に次の二条を加える。
(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の二 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に關して必要な事項は、条例で定める。
(廃棄物減量等推進員)

第五条の三 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

第六条を次のように改める。
(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、厚生省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に關し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に關する事項

三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に關する事項

六 その他一般廃棄物の処理に關し必要な事項
3 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たつては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に關し關係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
第六条の次に次の二条を加える。
(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第七條第三項、第七條の三、第十四條の六、第十五條の三第二項、第十五條の十二、第十五條の十五第一項及び第二十四條を除き、以下同じ。)しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場合とすること)ができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に關する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができるとする特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に關する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるとする一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分を協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に關する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6 市町村は、当該市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事項を定めることにより、手数料を徴収することができる。ただし、手数料の額は、粗大ごみ、次条第一項の規定による指定に係る一般廃棄物、事業活動に伴つて生じた一般廃棄物等の一般廃棄物の特性、その収集、運搬又は処分に必要な費用等を勘案して定めなければならない。

(事業者の協力)
第六条の三 厚生大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行つていないものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に關する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつていと認められるものを指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、厚生省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

3 厚生大臣は、第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

4 厚生大臣は、第一項の規定による指定を行うに当たつては、当該指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。
第七條第一項を次のように改める。
一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。

第七條中第八項から第十二項までを削り、第七項を第十二項とし、同条第六項中「第一項の許可を受けた者」を「一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「受けた者」の下に「(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。及び第四項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。))を加え、運

搬

搬及び「及び運搬並びに」に、「前条第六項」

を「第六条の二第六項」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

10 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。

第七条第三項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「期限を付し」を削り、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第一号中「運搬及び処分」を「又は運搬」に改め、同項第二号中「前条第一項の規定により定められた計画」を「一般廃棄物処理計画」に改め、同項第三号中「能力が」の下に「その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるもの」として「を加え、「技術上の」を削り、同項第四号中「申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。第十四条第二項第二号において同じ」を削り、同号中ニ及びホを削り、ハをホとし、同号ロ中「第十一項（第十四条第八項）」を「第七条の三第一項（第十四条の三）」に改め、「含む」の下に「若しくは第十四条の六第一項又は浄化槽法第四十一条第二項」を加え、「二年」を「五年」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ中「又はこの法律」を「浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令」に改め、「違反し」の下に「又は刑罰明治四十年法律第四十五号」第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百三十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し」を加え、「二年」を「五年」に改め、同号イを同号ハとし、同号にイ及び

びロとして次のように加える。

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなく、かつ、つた日から五年を経過しない者

第七條第二項第四号に次のように加える。
ハ 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでの一に該当するもの

ト 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからホまでの一に該当する者のあるもの

チ 個人で政令で定める使用人のうちにイからホまでの一に該当する者のあるもの
第七條第二項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。

5 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

6 市町村長は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合すること。
三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合すること。

四 申請者が第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

第七條第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第七條の次に次の二條を加える。
（変更の許可等）

第七條の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他厚生省令で定める事項を変更したときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
（許可の取消し等）

第七條の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者がこの法律若しくはこの法律に基づく処分違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第七條第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市町村長は、前項の規定による処分をしよらうとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

い。第八條の見出しを（一般廃棄物処理施設の許可）に改め、同条第一項中「設置し、又はその構造若しくは規模の変更（厚生省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者」を「設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）に、「その旨を」を「当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する」に、「及び第三項並びに」を「第三項及び第四項」に改め、「第二十条第二項」の下に「並びに第二十条の二第一項」を加え、「に届け出なければならない」の許可を受けなければならないに改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る一般廃棄物処理施設が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に適合していること。

二 一般廃棄物の最終処分場である場合に、災害防止のための計画が定められているものであること。

3 第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

第八條第五項を削り、同条第四項中「一般廃棄物処理施設の管理者を」を「第一項の許可を受けた者に」に改め、「当該」の下に「許可に係る」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

する計画を作成するよう指示することができ
る。

第十二条第六項中「第七條第六項及び第七項」
を「第七條第十一項及び第十二項」に、「事業者
(政令で定める事業者を除く。）」を「その事業活
動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定
めるもの」に、「同条第六項」を「同条第十一項」
に改め、同条の次に次の三条を加える。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)
第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産
業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政
令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬
及び処分に関する基準(当該基準において海
洋を投入処分する場合とすることができる特別
管理産業廃棄物を定めた場合における当該特
別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場
所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に
関する法律に基づき定められた場合における
その投入の場所及び方法に関する基準を除
く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」とい
う。)に従わなければならない。

2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬
されるまでの間、厚生省令で定める技術上の
基準(以下「特別管理産業廃棄物保管基準」と
いう。)に従い、生活環境の保全上支障のない
ようにこれを保管しなければならない。

3 事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬
又は処分を他人に委託する場合には、政令で
定める基準に従い、その運搬については第十
四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄
物収集運搬業者その他厚生省令で定める者
に、その処分については同項に規定する特別
管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定
める者にそれぞれ委託しなければならない。

4 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を
生ずる事業場を設置している事業者は、当該
事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管
理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行
わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者

を置かなければならない。ただし、自ら特別
管理産業廃棄物管理責任者となる事業場につ
いては、この限りでない。

5 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、
厚生省令で定める資格を有する者でなければ
ならない。

6 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に
おいてその事業活動に伴い多量の特別管理産
業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業
者に対し、当該事業場に係る特別管理産業廃
棄物の処理に関する計画を作成するよう指示
することができる。

7 第七條第十一項及び第十二項の規定は、そ
の事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ず
る事業者について準用する。この場合におい
て、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるの
は、「その特別管理産業廃棄物」と読み替える
ものとする。

(特別管理産業廃棄物管理票)
第十二条の三 その事業活動に伴い特別管理産
業廃棄物を生ずる事業者は、その特別管理産
業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場
合には、厚生省令で定めるところにより、当
該特別管理産業廃棄物の運搬を受託した者
(当該委託が特別管理産業廃棄物の処分のみ
に係るものである場合にあつては、その処分
を受託した者)に対し、当該委託に係る特別
管理産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処
分を受託した者の氏名又は名称その他厚生省
令で定める事項を記載した特別管理産業廃棄
物管理票(以下「管理票」という。)を交付
しなければならない。

2 特別管理産業廃棄物の運搬を受託した者
(以下「運搬受託者」という。)は、当該運搬を
終了したときは、前項の規定により交付され
た管理票に厚生省令で定める事項を記載し、
厚生省令で定める期間内に、同項の規定によ
り管理票を交付した者(以下「管理票交付者」
という。)に当該管理票の写しを送付しなけれ

ばならない。この場合において、当該特別管
理産業廃棄物について処分を委託された者が
あるときは、当該処分を委託された者に管理
票を回付しなければならない。

8 特別管理産業廃棄物の処分を受託した者
(以下「処分受託者」という。)は、当該処分を
終了したときは、第一項の規定により交付さ
れた管理票又は前項後段の規定により回付さ
れた管理票に厚生省令で定める事項を記載
し、厚生省令で定める期間内に、当該処分を
委託した管理票交付者に当該管理票の写しを
送付しなければならない。この場合におい
て、当該管理票が同項後段の規定により回付
されたものであるときは、当該回付をした者
にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

4 管理票交付者は、厚生省令で定めるところ
により、当該管理票に関する報告書を作成
し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

5 管理票交付者は、厚生省令で定める期間内
に、第二項又は第三項の規定による管理票の
写しの送付を受けないときは、速やかに当該
委託に係る特別管理産業廃棄物の運搬又は処
分の状況を把握するとともに、厚生省令で定
めるところにより、適切な措置を講じなけれ
ばならない。

6 前各項に定めるもののほか、管理票に関し
必要な事項は、厚生省令で定める。

(勧告)
第十二条の四 都道府県知事は、前条第一項に
規定する事業者、運搬受託者又は処分受託者
が同条第一項から第五項までの規定を遵守し
ていないと認めるときは、これらの者に對
し、特別管理産業廃棄物の適正な処理に関し
必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることが
できる。

第十三条第一項中「前条第一項の政令で定め
る基準」を「産業廃棄物処理基準(特別管理産業
廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基
準)」に改める。

第十四条第一項を次のように改める。
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。
以下この条、次条及び第十四条の三において
同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとす
る者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみ
を業として行おうとする区域)を管轄する都道
府県知事の許可を受けなければならない。た
だし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬す
る場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる
産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行
う者その他厚生省令で定める者については、
この限りでない。

第十四条第八項を削り、同条第七項中「第一
項の許可を受けた者」を「産業廃棄物収集運搬業
者又は産業廃棄物処分業者」に、「運搬」を「若
しくは運搬」に改め、「収集若しくは運搬
又は処分を」に改め、同項を同条第九項とし、
同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中
「第一項の許可を受けた者」の下に「(以下「産業
廃棄物収集運搬業者」という。))又は第四項の許
可を受けた者(以下「産業廃棄物処分業者」とい
う。))を加え、「第十二條第一項の政令で定める
基準」を「産業廃棄物処理基準」に、「運搬」を
「若しくは運搬」に改め、同項を同条第八項と
し、同条第三項中「第一項の下に」又は「第四項」
を加え、「期限を付し、又は」を削り、同項を同
条第七項とし、同条第二項第一号中「能力が」の
下に「その事業を的確に、かつ、継続して行う
に足りるものとして」を加え、「技術上の」を削
り、同項第二号中「第七條第二項第四号イから
ハまで」を「第七條第三項第四号イからチまで」
に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次
の三項を加える。

4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする
者は、当該業を行おうとする区域を管轄する
都道府県知事の許可を受けなければならない

い。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。

5 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

10 第七条第十一項及び第十二項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第十四条の次に次の五条を加える。
(変更の許可等)
第十四条の二 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処

分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

(準用)
第十四条の三 第七条の二第三項及び第七条の三の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、第七条の三中市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物処理業)
第十四条の四 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、特別管理産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を運搬する場合に限る。）その他厚生省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

4 特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を処分する場合に限る。）その他

厚生省令で定める者については、この限りでない。

5 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8 第一項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第四項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処分業者」という。）は、特別管理産業廃棄物の処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

9 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従つて委託する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

10 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者は、第七条第一項又は第四項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行うことができる。この場合において、これらの者は、特別管理一般廃棄物処理基準に従い、特別管理一般廃棄物の収集若

しくは運搬又は処分を行わなければならない。

11 第七条第十一項及び第十二項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物（第十四条の四第十項の規定により特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合にあつては、特別管理一般廃棄物を含む。）」と読み替えるものとする。

(変更の許可等)
第十四条の五 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、その特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 第七条の二第三項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同項中「一般廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等)
第十四条の六 都道府県知事は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者がこの法律若しくはこの法律に基づき処分を違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事

業の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

2 第七条の第三第二項の規定は、前項の規定による処分を行う場合について準用する。この場合において、第七条の第三第二項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第十五条を次のように改める。

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設（腐プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、厚生省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしない。

一 厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に適合していること。

二 産業廃棄物の最終処分場である場合においては、厚生省令で定めるところにより、災害防止のための計画が定められているものであること。

3 第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

5 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、総理

府令、厚生省令）で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

第三章第十五条の次に次の三条を加える。（変更の許可等）

第十五条の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について、同条第四項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。

3 第九条第三項及び第四項の規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは、「当該産業廃棄物処理施設」と、同条第四項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは、「当該産業廃棄物処理施設」と読み替えるものとする。（許可の取消し等）

第十五条の三 都道府県知事は、第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第二項第一号又は第五項に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設に係る同条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

2 第七条の第三第二項の規定は、前項の規定による処分を行う場合について準用する。この場合において、第七条の第三第二項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(準用)

第十五条の四 第九条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について、第九条の五の規定は産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、第九条の四中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第九条の五中「第八項第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 廃棄物処理センター

(指定)

第十五条の五 厚生大臣は、特別の管理を要する廃棄物等の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人（その基本財産たる財産のうち地方公共団体から拠出されたものがあるものに限り。）であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、廃棄物処理センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十五条の六 センターは、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

一 市町村の委託を受けて、特別管理一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設

設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

二 市町村の委託を受けて、第六条の第三第一項の規定による指定に係る一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

三 特別管理産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

四 産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと（前号に掲げる業務を除く。）。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(基金)

第十五条の七 センターは、前条第二号から第四号までに掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務の全部又は一部に要する費用に充てることを条件として事業者等から出た金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 厚生大臣は、前項に規定する基金への出金について、同項に規定する事業者等に対し、当該事業等を所管する大臣を通じて必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(事業計画等)

第十五条の八 センターは、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十五条の九 センターは、次に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、そ

れぞれ勘定を設けて整理しなければならぬ。

- 一 第十五条の六第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 二 第十五条の六第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 三 第十五条の六第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(料金)
第十五条の十 センターは、センターが行う産業廃棄物の処理施設の設定及び産業廃棄物の処理に関し、能率的な経営の下における適正な原価を下らない料金を徴収するものとする。

(補助金の交付等)

第十五条の十一 国は、センターが第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて一般廃棄物処理施設の建設又は改良の工事を行う場合には、その工事に要する費用に関し市町村に対し交付すべき第二十二条の規定による補助金又は予算で定める補助金を、センターに対し交付することができる。

2 前項の規定により補助金がセンターに交付された場合には、センターは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

(財産の処分等)

第十五条の十二 センターが第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて建設する一般廃棄物の最終処分場(一般廃棄物による水面埋立てを行うためのものに限る。)に係る財産の管理及び処分の方法その他その財産の管理及び処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の財産について政令で定める期間内に処分が行われた場合において、その処分価額から政令で定める費用の額を控除してなお残

余があるときは、その残余の額は、政令で定めるところにより、その最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者及び補助した者に分配する。その財産についてその期間を超えて管理が行われることとなる場合においてその財産に係るその期間満了の時に評価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときも、同様とする。

(報告及び検査)

第十五条の十三 厚生大臣は、第十五条の六各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十五条の十四 厚生大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第十五条の六各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十五条の十五 厚生大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の五第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

- 一 第十五条の六各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(権限の委任)

第十五条の十六 この章に定める厚生大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第十八条中「若しくは産業廃棄物処理施設を設置する若しくは管理者」を「設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあっては、管理者を含む。若しくは産業廃棄物処理施設を設置者に改める。)

第十九条の二第一項中「重大な」を削り、「第六条第二項」を「第六条の二第一項」に、「第十二条第四項又は第十四条第七項」を「第七条第十項、第十二条第三項、第十二条の二第三項、第十四条第九項又は第十四条の四第九項」に改め、「対し」の下に、「期限を定めて」を加え、同項第一号中「第六条第三項の政令で定める基準」を「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準)」に改め、同項第二号中「第十二条第一項の政令で定める基準」を「産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準)」に改め、同条を第十九条の四とし、第十九条の次に次の二条を加える。

(製品等に係る措置)

第十九条の二 厚生大臣は、廃棄物の適正な処理を確保するため、物の製造、加工、販売等を行う事業を所管する大臣に対し、その所管に係る事業を行う者にその製造、加工、販売

等に係る製品、容器等の材質又はその処理方法を表示させることその他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(改善命令)
第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合 市町村長

二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合 都道府県知事第二十條の前に次の一条を加える。

(届出台帳の調製等)

第十九条の五 第九条第四項(第九条の三第六項及び第十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る最終処分場の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

3 都道府県知事は、関係人から請求があつたときは、第一項の台帳又はその写しを閲覧させなければならぬ。
第二十条の次に次の一条を加える。
(廃棄物再生事業者)

第二十条の二 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行ふに足るものとして厚生省令で定める基準に適合するときは、厚生省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録に關して必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。

4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に關して必要な協力を求めることができる。

第二十一条第一項中「除く。」又は「を」を除く。の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者又は「の管理者」を「の設置者」に改め、同条第二項中「技術管理者」を「第一項の技術管理者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に關して第八条第五項又は第十五条第五項に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

第二十三条の二中「第六条」を「並びに第六条から第六条の三まで」に、「第十四条第八項」を「第十四条の三、第十四条の五第三項、第十

四条の六第二項及び第十五条の三第二項」に改める。

第二十五条中「一年」を「三年」に、「又は五十万円」を「若しくは三百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併料する」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第七条第一項若しくは第四項、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者
二 第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業を行つた者
三 第七条の三第一項(第十四条の三において準用する場合を含む)、第十四条の六第一項又は第十九条の四第一項の規定による命令に違反した者
四 第八条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した者
五 第九条第一項又は第十五条の二第一項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の構造又は規模を変更した者

第二十六条中「六月」を「一年」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第七条第十項、第十二条第三項、第十二条の二第三項、第十四条第九項又は第十四条の四第九項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者
二 第九条の二第一項、第十五条の三第一項又は第十九条の三の規定による命令に違反した者
三 第十六条の規定に違反して、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物その他政令

で定める産業廃棄物を捨てた者
第二十七条中「三月」を「六月」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第八条第四項(第九条第二項において準用する場合を含む)又は第十五条第四項(第十五条の二第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者
二 第十六条の規定に違反して、廃棄物(前条第三号に規定する廃棄物を除く)を捨てた者
第二十八条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第七条第六項」を「第七条第十一項」に、「及び第十四条第八項」を「第十二条の二第七項、第十四条第十項及び第十四条の四第十一項」に、「第七条第七項」を「第七条第十二項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第七条の二第三項(第十四条の三及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む)、第九条第三項(第十五条の二第三項において準用する場合を含む)、若しくは第十四項(第十五条の二第三項において準用する場合を含む)又は第九条の五第三項(第十五条の四において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第二十八条第四号中「第十九条第一項」を「第十五条の十三第一項又は第十九条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十八条」を「第十五条の十三第一項又は第十八条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十二条第四項又は第十二条の二第四項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかつた者
第二十八条に次の一号を加える。

六 第二十一条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者
第三十条を次のように改める。

第三十条 第二十条の二第三項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則第五条を次のように改める。
第五条 第十五条の十一第一項の規定は、センタ―が第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて一般廃棄物処理施設(前条第一項又は第二項の規定による貸付けの対象となるものに限る)の建設又は改良の工事を行う場合について準用する。この場合において、第十五条の十一第一項中「交付すべき第二十二

条の規定による補助金又は予算で定める補助金」とあるのは「貸し付けるべき附則第四条第一項又は第二項に規定する貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替へるものとする。

2 前条第五項から第七項までの規定は、前項の規定により準用される第十五条の十一第一項の規定によりセンタ―に対し貸付けが行われた場合について準用する。
附則第六条から第十二条までを削る。
(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)
第二条 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行ふもの」の下に「及び廃棄物の処理及び清掃に關する法律第十五条の六の規定により地方公共団体の委託を受けた同法第十五条の五第一項の規定により指定された廃棄物処理センタ―が行ふもの」を加える。
第三条第一項中「昭和六十五年」を「平成七年度」に改め、同条第二項中「次の各号」を「次に」、「昭和六十五年」を「平成七年度」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中廃棄物処理施設整備緊急措置法第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

よる改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧法」という。)第七條第一項又は第十四條第一項の許可で次の表の上欄に掲げるものを受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)にそれぞれ同表の下欄に掲げる第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第七條第一項若しくは第四項又は第十四條第一項若しくは第四項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物(旧法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)の収集又は運搬のみの業に係る旧法第七条第一項の許可	新法第七条第一項の許可
一般廃棄物の処分のみ業に係る旧法第七条第一項の許可	新法第七条第四項の許可
一般廃棄物の収集、運搬及び処分業に係る旧法第七条第一項の許可	新法第七条第一項及び第四項の許可
旧法第七条第八項の許可	新法第七条の二第一項の許可
産業廃棄物(旧法第三条第三項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の収集又は運搬のみの業に係る旧法第十四条第一項の許可	新法第十四条第一項の許可
産業廃棄物の処分のみ業に係る旧法第十四条第一項の許可	新法第十四条第四項の許可
産業廃棄物の収集、運搬及び処分業に係る旧法第十四条第一項の許可	新法第十四条第一項及び第四項の許可
旧法第十四条第五項の許可	新法第十四条の二第一項の許可

2 この法律の施行の際現に市町村長又は都道府県知事に対し旧法の規定(旧法の規定に基づく命令の規定を含む。)によりなされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。

変更につき同項の規定による届出をした者(施行日前に旧法第八条第二項の規定による変更の命令を受けた者)で施行日において当該変更の命令に係る変更をしていないもの(その者が施行日において当該届出を受理された日から三十日(一般廃棄物の最終処分場にあつては、六十日)とする。以下この条において「制限期間」という。)を経過しない者(以下この条において「制限期間未経過者」という。)である場合を除く。)、施行日前に同項の規定による廃止の命令を受けた者(以下この条において「廃止命令を受けた者」という。)

という。及び制限期間未経過者で施行日前に同法第三項ただし書の規定による通知を受けていないもの(施行日前に同法第二項の規定による変更の命令を受けた者)で施行日において当該変更の命令に係る変更をしていないもの及び廃止命令を受けた者を除く。以下この条において「旧法適用対象者」という。を(除く。))は、新法第八条第一項又は第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 旧法適用対象者については、制限期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

3 旧法適用対象者が旧法第八条第二項の規定による変更の命令を受けた場合(当該旧法適用対象者が施行日において当該変更の命令に係る変更をしていない場合を除く。))又は施行日後制限期間内に前項の規定によりなお従前の例による変更の命令を受けた場合において、施行日後制限期間内に当該変更の命令に係る変更をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該旧法適用対象者は、当該変更をした日に新法第八条第一項又は第九条第一項の許可を受けた者とみなす。

4 旧法適用対象者が施行日後制限期間内に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条第二項の規定による廃止の命令を受けたときは、当該旧法適用対象者については、当該廃止の命令を受けた日以後においては、第二項の規定を適用しない。

第四條 施行日前に産業廃棄物処理施設(旧法第十二條第五項第二号に規定する産業廃棄物処理施設をいう。)の設置又はその構造若しくは規模の変更につき旧法第十五條第一項の規定による届出をした者(施行日前に同法第二項の規定による変更の命令を受けた者)で施行日において当該変更の命令に係る変更をしていないもの(その者が施行日において当該届出を受理された日から三十日(産業廃棄物の最終処分場にあつては、六十日)とする。以下この条において「制限期間」という。)を経過しない者(以下この条において「制限期間未経過者」という。))である場合を除く。))及び制限期間未経過者で施行日前に同法第五項において準用する旧法第八条第三項ただし書の規定による通知を受けていないもの(施行日前に旧法第十五條第二項の規定による変更の命令を受けた者)で施行日において当該変更の命令に係る変更をしていないもの及び廃止命令を受けた者を除く。以下この条において「旧法適用対象者」という。を(除く。))は、新法第十五條第一項又は第十五條の二第一項の許可を受けたものとみなす。

2 旧法適用対象者については、制限期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

3 旧法適用対象者が旧法第十五條第二項の規定による変更の命令を受けた場合(当該旧法適用対象者が施行日において当該変更の命令に係る変更をしていない場合を除く。))又は施行日後制限期間内に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十五條第二項の規定による変更の命令を受けた場合において、施行日後制限期間内に当該変更の命令に係る変更をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該旧法適用対象者は、当該変更をした日に新法第十五條第一項又は第十五條の二第一項の許可を受けた者とみなす。

4 旧法適用対象者が施行日後制限期間内に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十五條第二項の規定による廃止の命令を受けたときは、当該旧法適用対象者については、当該廃止の命令を受けた日以後においては、第二項の規定を適用しない。

第五條 この法律の施行の際現に旧法第二十一條の規定により置かれていた技術管理者は、新法第二十一條の規定により置かれていた技術管理者とみなす。

第六條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第七条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「第六条第三項」を「第六条の二第二項若しくは第三項」に改め、「第十二条第一項」の下に「若しくは第十二条の二第一項」を加える。

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正) 第八条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中「第六条」を「並びに第六条から第六条の三まで」に改め、「並びに」を削り、「第五條第五項及び」を「第五條第五項」に改める。

(広域圏環境整備センター法の一部改正) 第九条 広域圏環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第二條第三項」を「第二條第四項」に改める。
(浄化槽法の一部改正)

第十条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二号中「第七條第一項若しくは第八項」を「第七條第一項若しくは第四項の規定、第七條の二第一項に」、「同法第十六條第二項第一号若しくは第二号の規定」を「若しくは同法第十六條の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)(に)」、「第七條第十一項」を「第七條の三第一項」に改め、同号下中「第七條第十一項」を「第七條の三第一項」に改め、同号下中「第七條第十一項」の下に「又は第四項」を加え、「第七條第十一項」を「第七條の三第一項」に改める。

(地価税法の一部改正) 第十一条 地価税法(平成三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第二第六号中「の届出に係る同項」を「若しくは第九條第一項(変更の許可等)の許可に係る同法第八條第一項に」、「の届出に係る同法第十二條第五項第二号(事業者の処理)」を「若しくは第十五條の二第二項(変更の許可等)の許可に係る同法第十五條第一項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正) 第十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の四第一項の表の第二号の上欄中「第七條第一項又は第十四條第一項」を「第七條第四項、第十四條第四項又は第十四條の四第四項」に改め、同条第五項第二号中「第七條第十一項」を「第七條の三第一項」に、「第十四條第八項」を「第十四條の三」に改め、「含む。」の下に「若しくは第十四條の六第一項」を加え、「第七條第一項若しくは第十四條第一項」を「第七條第四項、第十四條第四項若しくは第十四條の四第四項」に、「取り消された場合」を「取り消され、若しくは同法第七條第五項、第十四條第五項若しくは第十四條の四第五項の規定により当該許可が効力を失った場合」に改め、「当該登録」の下に「が取り消された日」を加え、「取り消された日」を「取り消され、若しくは効力を失った日」に改める。

第五十五条の七第一項の表の第二号の上欄中「第七條第一項又は第十四條第一項」を「第七條第四項、第十四條第四項又は第十四條の四第四項」に改め、同条第五項第二号中「第七條第十一項」を「第七條の三第一項」に、「第十四條第八項」を「第十四條の三」に改め、「含む。」の下に「若しくは第十四條の六第一項」を加え、「第七條第一項若しくは第十四條第一項」を「第七條第四項、第十四條第四項若しくは第十四條の四第四項」に、「取り消された場合」を「取り消され、若しくは同法第七條第五項、第十四條第五項若しくは第十四條の四第五項の規定により当該許可が効力を失った場合」に改め、「当該登録」の下に「が取り消された日」を加え、「取り消された日」を「取り消され、若しくは効力を失った日」に改める。

第十四条の四第五項の規定により当該許可が効力を失った場合」に改め、「当該登録」の下に「が取り消された日」を加え、「取り消された日」を「取り消され、若しくは効力を失った日」に改める。

第五十五条の七第一項の表の第二号の上欄中「第七條第一項又は第十四條第一項」を「第七條第四項、第十四條第四項又は第十四條の四第四項」に改め、同条第五項第二号中「第七條第十一項」を「第七條の三第一項」に、「第十四條第八項」を「第十四條の三」に改め、「含む。」の下に「若しくは第十四條の六第一項」を加え、「第七條第一項若しくは第十四條第一項」を「第七條第四項、第十四條第四項若しくは第十四條の四第四項」に、「取り消された場合」を「取り消され、若しくは同法第七條第五項、第十四條第五項若しくは第十四條の四第五項の規定により当該許可が効力を失った場合」に改め、「当該登録」の下に「が取り消された日」を加え、「取り消された日」を「取り消され、若しくは効力を失った日」に改める。

第十四条の四第五項の規定により当該許可が効力を失った場合」に改め、「当該登録」の下に「が取り消された日」を加え、「取り消された日」を「取り消され、若しくは効力を失った日」に改める。

第十四条の四第五項の規定により当該許可が効力を失った場合」に改め、「当該登録」の下に「が取り消された日」を加え、「取り消された日」を「取り消され、若しくは効力を失った日」に改める。

第十四条の四第五項の規定により当該許可が効力を失った場合」に改め、「当該登録」の下に「が取り消された日」を加え、「取り消された日」を「取り消され、若しくは効力を失った日」に改める。

くは第十四條の四第五項の規定により当該許可が効力を失った場合」に改め、「当該登録」の下に「が取り消された日」を加え、「取り消された日」を「取り消され、若しくは効力を失った日」に改める。

(地方税法の一部改正) 第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第二号中「第十二條第五項第二号」を「第十五條第一項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の五第一項に規定する廃棄物処理センターが同法第十五條の六第一号から第四号までに規定する業務の用に供する土地で政令で定めるもの

第五百八十六條第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十條の二第一項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する土地で政令で定めるもの

第七百一條の三十四第三項第八号中「第七條第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「同項ただし書」を「同条第一項ただし書若しくは同条第四項ただし書」に改める。

第七百一條の四十一第一項の表の第四号の第一欄中「第十四條第一項」を「第十四條第一項若しくは第十四項又は第十四條の四第一項若しくは第四項」に改める。

附則第十四條第五号中「第十二條第五項第二号」を「第十五條第一項」に改める。

附則第十五條第七号中「第二條第三項」を「第二條第四項」に改める。
(厚生省設置法の一部改正) 第十四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

法律の規定に基づき廃棄物処理センターを指定し、及び廃棄物処理センターに対し、監督を行うこと。

理由 最近における廃棄物の発生量の増大及びその質の多様化等に伴い、廃棄物の適正な処理が困難となつてくる状況にかんがみ、廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を確保するため、廃棄物処理計画に基づき計画的な廃棄物の処理の推進、事業者等への廃棄物の適正処理に関する協力要請、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理の基準の設定、廃棄物処理業の許可の更新制度及び廃棄物処理施設の設置の許可制度の導入、廃棄物処理センターを指定する制度の新設、罰則の強化等の措置を講ずるとともに、新たに平成七年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三年九月十七日印刷

平成三年九月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B